

(別紙)

令和6年6月18日
長崎県医療政策課医事・医療相談班

「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」の概要

1. 目的

医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

2. 実施主体

厚生労働省

※選定された支援対象病院への支援に関しては、当該事業の受託事業者から直接支援対象病院に連絡が行われ、事業が進められます。

3. 対象医療機関

電子カルテシステムを導入している病院

4. 事業詳細

(1) 外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査

・作業の流れ(イメージ): 資料提出→ヒアリング→現地調査→調査結果報告書確認

(2) オフライン・バックアップ体制の整備

・作業の流れ(イメージ): 打ち合わせ→現地作業→実施報告書確認

※選定された支援対象病院には、(1)(2)の両方の事業へのご協力をお願いします。

令和6年6月から令和7年3月の期間内で、3.6日から12日程度の作業日数が想定されています。

5. 費用負担等

調査自体に関して病院の負担はありません。ただし、新規でオフライン・バックアップを行う場合、バックアップ媒体(クラウドサービス含む)、ソフトウェアの購入、保守管理、データ復旧作業費用については病院の負担となります。また、ネットワーク構成図、事前質問票の提出や、ヒアリングなどにご協力をお願いする予定です。

6. その他

・令和6年度からの2か年で電子カルテシステムを導入している全ての病院の支援を行う予定です。

7. 参考資料

・厚生労働省資料「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業について」